

## 科学的根拠に基づく和歌山県温泉マッピング図作成業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、和歌山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「科学的根拠に基づく和歌山県温泉マッピング図作成業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

### 1. 業務名

科学的根拠に基づく和歌山県温泉マッピング図作成業務

### 2. 業務目的

和歌山県ではこれまで、梅酒や日本酒の魅力を視覚的に伝える「マッピング図」を制作し、消費者の誘客・購買意欲の向上に繋げてきた。

本事業では、本県の主要観光資源である「温泉」において、従来の泉質表示（適応症等）だけでなく、科学的根拠に基づいた「こころ」と「からだ」への効能を可視化した「温泉マッピング図」を制作する。

これにより、観光客が自分好みの温泉を直感的に選択できる環境を整え、温泉地への誘客促進を図るとともに、2030年の温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成及び和歌山の温泉需要拡大を目的とする。

### 3. 業務内容

（1）科学的根拠に基づくデータ測定・分析

- ①入浴による心理的・生理的变化を数値化するための調査計画（対象施設との日程調整を含む）を作成すること。
- ②各種バイタルセンサーを用い、複数の被験者から「安らぎ」「高揚感」「ストレス値」等の客観的データを収集すること。
- ③個人情報保護および被験者の安全確保について十分に配慮すること。

（2）温泉マッピング図のデザイン・制作

- ①分析結果に基づき、複数の指標（例：横軸を「からだの効能」、縦軸を「こころの効能」、および泉質等）を組み合わせたマトリックス図を作成すること。
- ②観光客が直感的に理解でき、「行ってみたい」と感じるグラフィックデザインで作成すること。
- ③県のWebサイト、SNS、ポスター、ガイドブック等、多様な媒体で使用可能な形式で制作すること。

（3）報告書の作成

測定手法、分析プロセス、及びマッピング図の解説を含む実績報告書を作成すること。

### 4. 実施対象エリア・施設

対象エリア：白浜温泉（和歌山県西牟婁郡白浜町）

対象施設数：甲が指定する10施設程度

### 5. 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※本予算には、調査に係る旅費、謝礼、分析費用、デザイン費、著作権譲渡費用等一切を含む。

## 6. 業務期間・スケジュール案

契約日～令和8年12月25日（金）まで

時期	項目
R8年3月	審査会開催・事業者決定
R8年4月	契約締結・設計、調査準備
R8年5月～10月	実地調査（測定・データ収集）・分析
R8年11月	マッピング図デザイン案作成・校正（甲との協議）
R8年12月	最終納品

## 7. 成果品

温泉マッピング図データ：1式（AI、PDF、PNG形式等）

分析結果報告書：1部（印刷物およびPDFデータ）

測定データ一式：1式（CSV等、加工可能な形式）

## 8. 特記事項

（1）各施策については、期間内に甲及び（公社）和歌山県観光連盟が実施する観光誘客施策と連携して実施すること。

（2）成果品の著作権等知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むすべての権利が甲に帰属するものとする。

（3）乙は、著作者人格権について行使しないものとする。

（4）成果品に第三者の権利が含まれる場合、使用に関する必要な手続き（所有権・著作権・利用権等）は乙が行い、使用料等の負担および責任は乙が負う。

（5）成果品に関して第三者から権利主張や損害賠償請求があった場合、甲の責に帰すべき事由を除き、乙の責任と負担で処理・解決し、甲に損害が生じた場合は賠償すること。

（6）甲は、納品された成果品を期間の制限なく無償でインターネット、SNS等を含むあらゆる媒体で公表・利用できるものとする。

（7）納品された成果品は、甲が認めた第三者が和歌山県の観光PRを目的として二次利用する場合がある。

（8）業務完了後に乙の責に帰すべき理由により成果品に不良があった場合、乙は速やかに訂正、補足等を行い、その経費を負担する。

（9）業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議のうえ、甲の指示を受けるものとする。

（10）本業務の実施にあたり、内容の一層の充実を図るため、協議のうえ、予算の範囲内で内容等を変更する場合がある。

（11）契約金額には、本仕様書に記載された業務内容に係る全ての費用を含むものとする。

（12）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議し、決定するものとする。